

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十六日

佐賀県公安委員会 委員長 内田 健

佐賀県公安委員会規則第三号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和三十五年佐賀県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害
特別項症から第三項症までの各症	一級から三級までの各級	一級から三級までの各級

改める。

別表第一の二中

を

に

を

小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各症

改める。

別表第一の三の一般国道四九七号の項中「大江字大江前二六一番六」を「渕上字帽子川二二〇番五」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

に